

いじめ防止基本方針

十島村立 宝島学園

はじめに

いじめは、人間として決して許される行為ではない。学校は、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導するとともに、併せてあるべき人間観の確立に向けた支援も必要である。

いじめを防止するためには、教職員、児童生徒、保護者・里親・寮監といった学校関係者全員が、いじめに関する問題意識を高くもちながら、自己の役割を認識するとともに、子ども自らも安心して過ごすことができる学校を築く推進者であることを自覚し、ともに、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍している学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの未然防止について

(1) いじめについての基本認識

いじめ問題は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に取り組むべき重要な課題である。

- ① 人をいじめることは、人間として、絶対に許されることではないという強い認識をもつ。
- ② いじめられている児童生徒の立場に立った、親身な指導を行う。
- ③ いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ④ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっているため、家庭との連携を十分に図る。
- ⑤ 学校・家庭・地域など全ての関係者が役割を果たし、一体となって未然防止に向けて取り組む。
- ⑥ いじめの実態およびいじめがあった際の聴取内容については、個人情報保護を確保する。また、積極的に情報を提供するとともに、決して隠蔽することのないようにする。
- ⑦ いじめ防止に対する具体的な方策については、児童生徒や保護者・里親・寮監に取組内容や成果についての意見を聴取し、効果の検証と取組の改善を図る。
- ⑧ 言葉や暴力によるいじめだけでなく、インターネットを媒介とするいじめへの対応等について、職員の研修を充実させ資質向上を図るとともに、家庭や地域、関係機関との連携のもと、信頼関係の構築と人権尊重によるいじめの撲滅を目指す。

(2) いじめの未然防止について

いじめは、どの集団でも、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害案件である。そのため、人間関係づくり、授業づくり、環境づくりといった、人権尊重の視点に立った学校づくりに努める必要がある。

① 校内の指導体制の確立

担任、教科担任など、特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に協力指導体制を確立する。（生徒指導委員会・・・毎月1回）

② 児童生徒の居場所づくり、絆づくり

児童生徒が安心して、自己存在感や充実感を感じられ、居心地の良い学級や学校にしていくよう努める。

③ 教師の指導力向上

「いじめ対策必携」を活用したり、人権に関する校内研修を実施したりすることで指導力・対応力の向上に努める。

④ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実、生命を大切にする指導の充実に努める。

⑤ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる「特別の教科 道徳（以下道徳と表記）」と特別活動の充実

ア いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の授業や、取組を実践する。（いじめ問題を考える週間の計画的な活用）

イ 行事等とおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。（委員会活動、児童生徒会、少年団・部活動の活動の充実）

⑥ 家庭・地域・関係機関との連携強化

保護者・里親・寮監、関係機関とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた対策を推進する。（学級 PTA など）

3 いじめの早期発見

いじめの早期発見のため、児童生徒の言動や表情等のささいな変化に気づく力を高めることや、給食時間や休み時間の微かな動きを見逃さない感性を磨くこと、また、「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。「いじめ対策必携」の使用、職員研修、生徒指導委員会の充実)なお、転入学や山海留学生としての転入等の、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化した場合には、ささいな変化に気づくことができるよう、より一層の注意を払う。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的に児童生徒の心身の状態や交友関係等の状況等に関する調査(学校楽しいーとや学校生活アンケート)、教育相談、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えながら、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る。(学級通信や学校だよりの発行、PTA や自治会との連携)

特に、「発達障害を含む、障害のある児童生徒」「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒」「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等の配慮が必要な児童生徒については、重点的に見守る。

4 いじめが確認された場合の対応

(1) 基本的な考え方

① 組織的な対応を行う。(下表参照)

被害児童生徒への対応	加害児童生徒への対応	傍観者への対応	保護者・里親・寮監への対応
担任 養護教諭 校長・教頭	担任 生徒指導部 養護教諭 校長・教頭	担任 生徒指導部 養護教諭 校長・教頭	担任 生徒指導部 養護教諭 校長・教頭

② 被害児童生徒のケアを最優先とするが、被害児童生徒、加害児童生徒ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善することを基本とする。

③ いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分に注意を払う。

④ 被害者やその保護者・里親・寮監を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。

⑤ 駐在所など、関係機関との連携を密にする。

⑥ 被害児童生徒の状況によっては、別室登校といった対応措置も考える。

(2) いじめへの対応の流れ

① いじめの発見・通報

- ・ 生徒指導委員会による、指導方針、役割分担等の確認

② 事実関係の確認

- ※ 担任、生徒指導部、その他の職員が直接いじめの有無、詳細について聞く。
- ・ 周りの児童生徒から情報を聞く。
- ・ いじめを行った児童生徒から情報を聞く。

※ 聴取の際には、虚偽や憶測により、事実が曲げられてしまわぬよう、その都度事実を明確化していく。また、児童生徒の人権に十分配慮する。

- ・ 聴取したことから事実関係の確認をする。

- ・ 事実について、確実に被害児童生徒の保護者・里親・寮監に伝える。

③ いじめを受けた児童生徒やその保護者・里親・寮監の対応

- ・ 被害児童生徒が通常の学校生活に戻れるよう、心身のケアを行う。また、児童生徒のみではなく、保護者・里親・寮監の心のケアに取り組む。

- ・ 必要に応じて、スクールカウンセラーによる対応や、別室登校等の対策を講じる。

- ・ 保護者・里親・寮監との連携を密にする。

- ・ 転校の意志がある場合には、その説明を行ったり、相談に応じたりする。

④ いじめを行った児童生徒やその保護者・里親・寮監への対応

- ・ 確認した事実を確実に伝え、今後の指導についても確認する。

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体、又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ いじめを行った児童生徒の背景にも目を向け、加害児童生徒の人格の発達や自己実現に向けての目標をもたせるような指導を行う。

- ・ 学校教育法第35条の出席停止の措置については、村教育委員会に相談する。

⑤ いじめを生んだ集団への対応

- ・ 同調していた児童生徒には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。

- ・ いじめを見ていた児童生徒には、自分の問題でもあることを理解させるとともに、誰かに知らせる勇気も必要であると指導する。

(3) ネットいじめへの対応

- ・ 情報モラルについての指導を徹底して行う。
- ・ ネットポリス鹿児島等の機関との連携を密にする。
- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害があった場合には、プロバイダへの削除を依頼する。
- ・ 情報の削除や困難な場合やトラブルが複雑な場合は、駐在所に援助を求める。
- ・ フィルタリングサービス等の活用を保護者・里親・寮監に促す。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の基準（いじめ防止対策推進法第28条）

- ① いじめにより、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより、児童生徒が30日以上欠席、又は一定期間連続して気咳を余儀なくされた場合
- ③ 児童生徒や保護者・里親・寮監から同様の内容で訴えがあった場合は、重大事態とする。

(2) 重大事態への対応

- ① 生徒指導委員会の招集
 - ・ 生徒指導委員会を招集し、事案についての概要と今後の対応計画を立てる。
 - ・ 生徒指導委員会は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。状況に応じて駐在所にも参加を依頼する。
- ② 事実関係を明確にするための調査
 - ア いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合
 - ・ 当該児童生徒及び関係職員、関係児童生徒から聞き取り、または質問紙調査を行う。
 - ・ 当該児童生徒の学校復帰が阻害されることのないように、当該児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒の安全を最優先する。
 - イ いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合
 - ・ 保護者・里親・寮監の要望や意見を十分に聞く。
 - ・ 関係職員、関係児童生徒からの聞き取り、または質問紙調査を行う。
- ③ 調査結果の情報提供
 - ・ 調査結果については、いじめられた児童生徒及び保護者・里親・寮監に結果の提供を行う。
 - ・ 調査結果については、十島村教育委員会に報告を行う。
- ④ いじめを受けた児童生徒への指導
 - ・ いじめを受けた児童生徒への対応は、「いじめが確認された場合の対応」に準じる。
 - ・ いじめを受けた児童生徒の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学校や生活の場所、スクールカウンセラー等の相談体制、学校全体の見守り体制、登下校での見守り体制、保護者・里親・寮監との連絡体制、関係機関との連携等、当該児童生徒の支援体制をとる。
 - ・ まわりの児童生徒による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整える。
- ⑤ いじめを行った児童生徒への対応
 - ・ いじめを行った児童生徒への対応は、「いじめが確認された場合の対応」に準じる。
 - ・ 学校教育法第35条に示されている出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れ、駐在所との連携を図る。
 - ・ 報道や事実に関する話題の拡散により、いじめを行った児童生徒の人権が侵害されることも考え、関係機関や保護者・里親・寮監との連携を密にする。
 - ・ いじめを受けた児童生徒との人間関係の再構築、周りの児童生徒との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめを行った児童生徒の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導していく。
- ⑥ 報道機関対応
 - ・ 十島村教育委員会と連携して対応する。
 - ・ 窓口を一本化し、校長または教頭が対応する。その際、明確な事実のみを述べる。
 - ・ 確認できていない事実等については、「現在対応中であり、判明次第報告します。」との対応で統一する。
 - ・ 会見場所は体育館とし、校舎内には入れないようにする。

6 その他

- (1) このいじめ防止基本方針は、学校ホームページに公表し、学校関係者全員が、いじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲換気を図ることができるようにする。
- (2) このいじめ防止基本方針は、定期的な見直しを行い、随時必要に応じて更新していく。